

福岡県医発第 129 号 (地)

平成16年4月16日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 竹 嶋 康 弘



医療法人の附帯業務の拡大について (通知)

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より福岡県保健福祉部長を通じ、別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

標記通知は、平成16年厚生労働省告示153号(平成16年3月30日告示)を適用する等により、医療法人の附帯業務のうち保健衛生に関する業務(医療法第42条第1項第6号)及び社会福祉事業(同項第7号)の範囲に関し、次世代育成支援対策の推進にかかるもの及び在宅介護の推進にかかるものの一部を追加するものであります。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

日医発第 57 号（地 15）
平成 16 年 4 月 20 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
植 松 治 雄

医療法人の附帯業務の拡大について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対してもその了知方依頼がありました。

本件は、医療法人の附帯業務として、新たに、保育所を经营する事業、乳幼児健康支援一時預かり事業及び介護予防・地域支え合い事業を加えるものであります。

医療法人が、これらの事業を行う場合にあっては、すでに実施している場合も含めて定款（財団は寄附行為）を変更する必要があるがございます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務の拡大について

標記について、平成16年厚生労働省告示第153号（厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業を改正する件。以下「改正告示」という。）を平成16年3月30日に告示、適用する等により、医療法人の附帯業務のうち保健衛生に関する業務（医療法（昭和23年法律第205号）第42条第1項第6号）及び社会福祉事業（同項第7号）の範囲に関し、次世代育成支援対策の推進にかかるもの及び在宅介護の推進にかかるものの一部を追加することとしたので、取扱いに当たっては、関係主管部局と連携を図り、適正な運用に努められたい。

記

第1 改正の趣旨

平成15年3月に取りまとめられた「これからの医業経営の在り方に関する検討会」最終報告書において、「医業経営の効率性を高める観点から、医療法人の本来業務の安定的な実施に支障が生じないように配慮しながら、在宅介護の推進や次世代育成支援対策の推進といった政策目的に資する一定のものを附帯業務として行えるよう弾力化すべき」との提言がなされたところである。

この点に関し、平成16年1月の「医療分野における規制改革に関する検討会」報告において、平成15年度中に結論を得るものとされたことも受けて、以下のとおり医療法人の附帯業務の拡大をするものであること。

第2 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務として追加される業務

医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成16年3月30日より、実施しうるものとしたこと。

(1) 次世代育成支援対策の推進にかかるもの

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）にいう保育所を経営する事業（改正告示による改正の「厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成10年厚生省告示第15号）」第1号（別添1参照））
- イ 乳幼児健康支援一時預かり事業（「乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について」（平成6年6月23日児発第605号厚生省児童家庭局長通知）の記に掲げるもの（別添2参照））

(2) 在宅介護の推進にかかるもの

- ア 介護予防・地域支え合い事業（「介護予防・地域支え合い事業の実施について」（平成13年5月25日老発第213号、厚生労働省老健局長通知）に規定するもの）のうち次に掲げるもの（別添3参照））
 - (ア) 高齢者等の生活支援事業（同通知、別記1（1））
（訪問理美容サービス事業（同通知、別記1（1）オ（オ））を除く。）
 - (イ) 介護予防・生きがい活動支援事業（同通知、別記1（2））
 - (ウ) 在宅介護支援事業（同通知、別記1（4））

2 定款等の変更

- (1) 医療法人が新たに1に掲げる事業を行う場合にあっては、医療法第42条第1項の規定に基づき、当該医療法人の定款又は寄附行為において規定する必要があることから、医療法第50条の規定に基づき、その変更が必要となること。
- (2) 定款又は寄附行為の変更認可の申請は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項の規定により行うものとする。

第3 関連する通知の改正

上記の改正に伴い、運営管理指導要綱（「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成2年3月1日健政発第110号厚生省健康政策局長通知）の別添）の一部を、別添4の新旧対照表のとおり改正する。

児 発 第 6 0 5 号
平成 6 年 6 月 2 3 日
一部改正
児 発 第 3 7 8 号
平成 7 年 4 月 3 日
児 発 第 3 0 8 号
平成 10 年 4 月 10 日
児 発 第 3 5 2 号
平成 11 年 4 月 8 日
児 発 第 6 7 0 号
平成 12 年 7 月 28 日

都道府県知事 } 殿
各 指定都市市長 }

厚生省児童家庭局長

乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について

近年、核家族化、都市化の進展、女性の社会進出の増大等、児童を取り巻く環境は大きく変化するとともに、家庭や近隣社会における子どもの養育機能が低下してきている。

このため、子育てと就労の両立支援の一環として、保育所へ通所中の児童が「病気回復期」であるということで、自宅での育児を余儀なくされる期間、当該児童を預かる一時預かり事業を行うため、今般、別紙のとおり「乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱」を定め、平成 6 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正、かつ円滑な実施を図られたく通知する。

(別紙)

乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱

1 目 的

この事業は、現に保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペース又は派遣された保育士等が児童の自宅等において一時的に預かる事業（以下「病後児保育」という。）、産後の体調不良のため家事や育児が困難な核家族の家庭等に保育士等を派遣して産褥婦や乳児の身の回りの世話や育児を行う事業（以下「産褥期ヘルパー」という。）又は保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣して保育を行う事業（以下「訪問型一時保育」という。）を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。
なお、この事業の一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

3 対象児童等

（１）病後児保育

保育所に通所している児童等であって、病気の回復期にあることから、集団保育が困難な児童で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な児童であって、市町村長が必要と認めた者とする。

（２）産褥期ヘルパー

核家族の家庭等で昼間に産褥婦及び乳児を介助する者がいない家庭にあり、出産後間もなく体調不良のため、身の回りのことや家事、育児が困難となっている産褥婦又は出生後間もない多胎で出生した乳児を養育する産褥婦であって市町村長が必要と認めた者とする。

（３）訪問型一時保育

保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な児童であって、市町村長が必要と認めた者とする。

4 事業の内容及び実施方法

（１）市町村長は、病後児保育を必要とする児童に対し適切な処遇が確保される施設（以下「実施施設」という。）において本事業を実施すること。

また、上記によるほか病後児保育、産褥期ヘルパー及び訪問型一時保育は、看護婦及び保育士等の養育者等を派遣（以下「派遣方式」という。）して本事業を実施すること。

（２）実施施設及び派遣方式における業務

ア 病後児保育

（ア）児童を受け入れるに当たっては、当該施設、協力医療機関等の医師により、当該児童を病後児保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

（イ）体温の管理等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

（ウ）他の児童への感染の防止に配慮すること。

イ 産褥期ヘルパー

家事の援助及び助言・相談並びに育児の援助及び助言・相談（以下「家事援助等」という。）を行うこと。

ウ 訪問型一時保育

緊急・一時的に保育が必要となる児童について保育（「以下一時保育」という。）を行うこと。

（３）利用期間

ア 病後児保育

集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で育児を行うことができない期間の範囲内とする。

イ 産褥期ヘルパー

産褥婦が出産後間もなく体調不良であり家事や育児が困難である期間の範囲内とする。

ウ 訪問型一時保育

保護者が家庭で育児を行うことができない期間の範囲内とする。

- (4) 実施施設の開設日並びに開設時間及び派遣方式の養育時間は、保育所に準じて設定すること。
- (5) 医療機関以外の実施施設及び派遣方式でこの事業を実施する場合は、協力医療機関との連携を強化することにより、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できる体制の確保を図ること。

5 実施施設等

(1) 病後児保育

ア 実施施設の指定

実施施設は、あらかじめ市町村長が指定した保育所等の厚生省児童家庭局所管の児童福祉施設又は病院若しくは診療所に付設された施設あるいは本事業のための専用施設であって適当と認めたものとする。

イ 利用定員

実施施設の利用定員は、乳幼児2人以上とすること。

ウ 職員配置等

- (ア) 実施施設には、病後児保育を専門に担当する者として看護婦及び保育士等を配置すること。

派遣方式には、看護婦及び保育士等を市町村に複数登録すること。

- (イ) 実施施設には、保育室、観察室又は安静室及び調理室等事業の実施に必要な設備を有すること。

派遣方式は、医療機関、児童福祉施設等の余裕スペースで実施するほか、当該児童の自宅、保育士等の自宅において実施して差し支えないこと。

- (ウ) 児童福祉施設、病院又は診療所と施設を共用する場合には、それぞれの法令や通知に定める趣旨に抵触しない範囲において、実施して差し支えないこと。

(2) 産褥期ヘルパー

ア 職員配置等

- (ア) 家事援助等を行う者として看護婦及び保育士等を市町村又は事業の委託機関に複数登録すること。

- (イ) 派遣場所は産褥婦の自宅とすること。

(3) 訪問型一時保育

ア 職員配置等

- (ア) 一時保育を行う者として保育士等を市町村又は事業の委託機関に複数登録すること。

- (イ) 派遣場所は対象児童の自宅において実施すること。

6 事業実施の留意事項

市町村は、この事業の実施に当たっては、次の事項に留意するとともに、本制度の地域住民への周知徹底を図るなど、事業の円滑、かつ効果的な運営に努めること。

- (1) 利用事務手続きについては、市町村毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。
- (2) 利用申請があった場合には、実施施設又は登録された保育士等に受入上の支障がない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。
- (3) 申請に的確かつ迅速に対応するため、あらかじめ、利用を希望する者を把握するとともに、実施施設の受け入れ体制等の実態を把握すること及び派遣方式に携わる看護婦、保育士等の確保・研修に努めること。
- (4) 医療機関、保育所等他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、児童委員等の関係機関と十分な連携を図ること。
- (5) 本事業の実施に当たっては、子育て支援短期利用事業やファミリー・サポート・センター事業との連携を図ること。

7 事業を実施する手続き

- (1) この事業を実施する市町村長（指定都市の市長を除く。）は、毎年度、実施施設について都道府県知事に協議のうえ承認を得ることとし、都道府県知事は、市町村の事業計画等について必要な審査を行なうこと。
- (2) 都道府県知事が前記の承認をする場合及び指定都市の市長が本事業を実施する場合のうち実施施設を指定して行う場合には、当分の間、別紙様式によりあらかじめ当省に協議すること。

8 費 用

- (1) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費又はその委託に要する経費を実施施設に支弁するものであること。
- (2) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費の一部（産褥期ヘルパーの所得税課税世帯は全額）を保護者から徴収することができるものであること。

9 国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業及び指定都市が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものである。

老 発 第 2 1 3 号

平成 1 3 年 5 月 2 5 日

最 終 改 正

老発第 0 6 0 9 0 0 2 号

平成 1 5 年 6 月 9 日

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中 核 市 市 長

厚生労働省老健局長

介護予防・地域支え合い事業の実施について

標記については、介護保険制度の円滑な実施の観点から、高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないようにする介護予防施策や自立した生活を確保するために必要な支援を行う生活支援施策の推進を図るため、今般、別紙のとおり「介護予防・地域支え合い事業実施要綱」を定め、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の実施に努められるよう特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して、周知徹底を図るなど、本事業の円滑な実施についてご協力を賜りたい。

別 紙

介護予防・地域支え合い事業実施要綱

1 目 的

介護予防・地域支え合い支援事業は、要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等に対し、要介護状態にならないための介護予防サービス、生活支援サービス又は家族介護支援サービスを提供することにより、これらの者の自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者に対する生きがいや健康づくり活動及び寝たきり予防のための知識の普及啓発等により、健やかで活力ある地域づくりを推進し、もって、要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等の総合的な保健福祉の向上に資することを目的とする。

2 事業内容

別記のとおり。

3 実施方法

- (1) 介護予防・生活支援サービスについては、市町村が、高齢者の需要や生活実態に基づいて総合的な判断を行い、必要とされるサービスを調整・提供していく一連の仕組みが必要となる。例えば、要介護認定調査に併せて、認定調査とは別に必要な調査を行い、その結果に基づいて、在宅介護支援センター等を活用し、総合的なサービス計画を作成するなど、各市町村において、地域の実情に応じた取り組みを進めていくことが望まれる。
- (2) 介護予防・生活支援サービスの提供にあたっては、市町村内の保健及び福祉担当者などの関係者が密接な連携を保ち、チームとして一体的な活動を行うことが重要である。市町村及び関係団体などにおいて全体的な調整を行う場として、基幹型在宅介護支援センターなどにおける「地域ケア会議」等を積極的に

活用されたい。

別 記

1 市町村事業

(1) 高齢者等の生活支援事業

ア 事業内容

本事業は、地域の実情に応じて、要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し外出支援サービス等の事業を提供することにより、高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって、高齢者の保健福祉の向上を図る。

イ 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合においては、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

ウ 利用料

市町村は、介護保険の対象サービスの利用料との均衡を考慮しつつ、食材料費等の実費等を定め、利用者がこれを負担するものとする。

エ 運 営

市町村は、本事業の利用申請があったときは、本要綱に照らしてその必要性を検討した上で、本事業の利用決定をするものとする。

市町村は、本事業の実施状況を記録する利用者台帳その他必要な帳簿を整備するものとする。

市町村は、本事業の適正な実施を図るため、委託を受けた者が行う本事業の内容を定期的に調査し、必要な措置を講じるものとする。

実施施設は、本事業に係る経理を他の事業に係る経理と明確に区分するとともに、提供したサービスの内容、利用回数等を市町村に報告するものとする。

市町村は、地域住民に対し、広報等を通じ、本事業の周知を図るものとする。

る。

オ 実施事業

(ア) 外出支援サービス事業

実施方法

- a 移送用車輛（リフト付車輛及びストレッチャー装着ワゴン車等）により利用者の居宅と在宅福祉サービスや介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等との間を送迎する。
- b ショッピングセンター等での移動支援のための拠点を整備し、各種情報の提供や電動スクーター、車いすの貸出等を行う。

利用対象者

- a おおむね 65 歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難なもの。
- b おおむね 60 歳以上の高齢者であって、下肢が不自由なもの。

事業実施にあたっての留意点

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）等他の法令等に抵触しないよう留意すること。

(イ) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

実施方法

寝具類等の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒等のサービスを行う。

利用対象者

おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により寝具類等の衛生管理が困難なものとする。

事業実施にあたっての留意点

実施施設は利用者の健康等に十分勘案するとともに、衛生管理、排水管理等に十分配慮して実施すること。

(ウ) 軽度生活援助事業

実施方法

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等

の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。

利用対象者

おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要なものとする。

事業内容

- 外出・散歩の付き添いなどの外出時の援助
- 宅配の手配、食材の買物などの食事・食材の確保
- 寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入
- 庭・生垣・庭木等家周りの手入れ
- 家屋の軽微な修繕、電気修理などの軽微な修繕等
- 家屋内の整理・整頓
- 朗読・代筆などの多少目が不自由な方に対する援助
- 雪下ろし、除雪
- 台風時等自然災害への防備
- 健康管理に関する助言等
- 栄養管理に関する助言等
- その他在宅のひとり暮らし高齢者等の生活支援に資する軽易な日常生活上の援助

事業実施にあたっての留意点

この事業は、生活援助内容に応じ必要な知識経験を有している人々がサービスの担い手として幅広く参加することを想定している。このため、経験豊富で健康な高齢者をはじめとする地域住民やボランティアが積極的に参加できるよう、シルバー人材センター等を活用した体制づくりを行うこと。

(エ) 住宅改修支援事業

実施方法

高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用（住宅改修費）に関する助言を行う。

事業内容

- 住宅の改良に関し、保健師、理学療法士、作業療法士等が利用対象者の居宅を訪問等により、家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言。
- 施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡、調整。
- 施工後の評価及び利用対象者に対する指導。
- その他、住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整。

留意事項

介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験２級以上その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合について、これを市町村の委託事業又は市町村助成事業として、本メニューの対象事業とすることができる。

なお、その場合の単価は、１件当たり２，０００円とする。

(オ) 訪問理美容サービス事業

実施方法

老衰、心身の障害及び傷病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするため、移動理美容車や出張理美容チームによる訪問理美容サービスを提供する。

利用対象者

おおむね６５歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難なものとする。

利用者負担

理美容料金については利用者負担とする。

(カ) 高齢者共同生活（グループリビング）支援事業

実施方法

加齢による身体機能の低下を補うため、共同で生活している形態（グループリビング）に対し、次の支援を行う。

- a グループリビングに対する支援プログラムの作成・調整
- b 近隣住民、ボランティア団体による各般の支援体制の構築

利用対象者

おおむね60歳以上の高齢者であって、同一家屋内で食事等、お互いに生活を共同で行うことができるもの。

利用定員

5人から9人。

事業実施にあたっての留意点

当該居住形態が5年以上続くと見込まれること。また居住者について、所有権の共有や賃借権等居住に関する権利関係を明確にしておくこと。

（キ）その他の事業

実施方法

（ア）から（カ）までに掲げる事業のほか、地域の実情に応じて、在宅の要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者等の介護予防・生活支援に資する事業であって厚生労働大臣が適当と認めるものを行う。

事業実施にあたっての留意点

本事業を実施するに当たっては、都道府県とも十分な協議の上、適切に事業を実施すること。

（２）介護予防・生きがい活動支援事業

ア 事業内容

本事業は、高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を活かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。

イ 実施主体

実施主体は、市町村とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。
この場合においては、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

ウ 利用料

市町村は、介護保険の対象サービスの利用料との均衡を考慮しつつ、食材料費等の実費等を定め、利用者がこれを負担するものとする。

エ 運 営

市町村は、本事業の運営に当たっては、１の（１）のエの から に準じて行うこととするほか、次に留意するものとする。

市町村は、特に、保健センター及び基幹型在宅介護支援センターを有効に活用し、保健担当部局と福祉担当部局とが一体となって本事業の運営に当たるものとする。

保健事業実施要領（平成１２年３月３１日老発第３３４号）において実施している「機能訓練（Ｂ型）」については、本事業の中で、一体的に実施するものとする。

オ 実施事業

（ア）介護予防事業

高齢者ができる限り要介護状態になることなく健康で生き生きとした老後生活を送れるよう支援する観点から、介護予防教室等を開催する事業。

事業内容

- a 転倒骨折予防教室（寝たきり防止事業）
 - 転倒骨折予防教室の開催（生活相談、健康診断、生活指導、運動機能訓練等）
 - 生活環境・習慣の改善（転倒骨折予防ケアのための生活支援）
- b アクティビティ・痴呆介護教室
 - アクティビティサービスの実施（音楽活動、絵画、書道、演劇等）
 - 痴呆介護教室の開催
- c I A D L（日常生活関連動作）訓練事業
 - 自立支援教室の開催（炊事・洗濯等の家事訓練を中心とした教室）

- 生活環境・習慣の改善
- d 地域住民グループ支援事業
 - 住民の自主グループ活動育成支援（ボランティアで、介護予防に資する活動を行おうとする地域住民に対する場の提供等の支援）
 - 地域住民による定期訪問活動
- e 足指・爪のケアに関する事業
 - 足指・爪ケア教室等の開催（高齢者とその同居家族、保健福祉関係者及び施設従事職員等を対象として、足指・爪のケアの重要性と適切なケア方法の普及を図る教室等の開催）
 - 普及啓発パンフレット等の配布
- f その他事業

その他気道感染予防等介護予防に資する教室等であって厚生労働大臣が
 適当と認めるものを開催する事業

事業実施に当たっての留意点

本事業を指定痴呆対応型共同生活介護事業を実施する者に委託する場合に
 ついては、事業に要する経費のうち、初度設備費として、5,000千円を
 上限に補助できるものとする。（ただし、社会福祉施設等施設整備費又は保健
 衛生施設整備費など公的な補助を受けた者を除く。）

（イ）高齢者筋力向上トレーニング事業

実施方法

転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動機能の低下の防止の観点から、負荷量
 の微調整が可能な高齢者向けに改良されたトレーニング機器（以下「高齢者
 向けトレーニング機器」という。）を使用し、運動機能の向上に資する包括的
 なトレーニングを行う。

利用対象者

おおむね60歳以上の在宅の高齢者であって、事業実施により効果が期待
 できるものとする。

なお、要支援者のほか、要介護1又は2の者も対象として差し支えないが、
 介護保険サービスの通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションの
 利用者は、本事業の対象としない。

事業内容

a 専門スタッフによるアセスメント

専門スタッフ（医師、理学療法士、健康運動指導士、保健師等）は、事業開始前に対象者の健康状態、生活習慣、体力などの個別の状況を把握する。

b 個別運動プログラムの作成

専門スタッフは、対象者の特性にあわせて個別プログラムを作成する。

個別プログラムとは、体力測定等により初期評価を行った上で、対象者の筋力を高め、柔軟性とバランス能力を向上させることを期待できる、包括的なトレーニングプログラムを言う。

(a) プログラム実施機関

おおむね3ヶ月程度とし、実施回数は、対象者の負担とならず、かつ、効果が期待できる回数を設定すること。

(b) プログラム内容

高齢者向けトレーニング機器を使用し、トレーニングの基礎的な技能を修得する期間、筋力を強化するトレーニングを行う期間、生活動作の機能向上を目的としてトレーニングを行う期間等、一定の期間毎に一定の目標を定め、対象者の状況に応じて、過度の負担がかからないようにプログラムを設定する。

c トレーニング効果等のフォローアップ

トレーニング期間の終了時に、参加状況、生活改善状況、トレーニングの効果測定等の評価を行うとともに、利用者が継続してトレーニングを行えるよう配慮する。

事業実施に当たっての留意点

a 市町村は、高齢者向けトレーニング機器を整備するとともに、専門スタッフに対して、筋力トレーニングの指導に必要な研修を行うものとする。

b 市町村は、関係団体および関係機関等と連携・調整し、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。

c 専門スタッフによるアセスメントを行わない場合や、高齢者向けトレーニング機器を整備しない運動施設等での事業は、本事業の対象とはならないので留意すること。

- d 事業が安全に行われるよう、主治医との連携の上で実施するものとする。
- e 事故防止のため十分な注意を払うとともに、参加者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対応できるよう体制を整備すること。

(ウ) 高齢者食生活改善事業

事業目的

高齢者及びその家族を対象に、高齢者の食生活改善を支援することを目的とする。

事業内容

- 高齢者及びその家族に対し、高齢者の食生活において必要な注意事項とその対策に関する指導を行う者（在宅栄養士、食生活改善推進員、ボランティア等）に対する研修の実施
- 高齢者及びその家族を対象とする高齢者の食生活において必要な注意事項とその対策に関する教室等の開催
- 食生活改善推進員等が高齢者宅を訪問して行う食生活改善の支援
- 高齢者の食生活上の留意点等に関する普及・啓発

事業実施に当たっての留意点

- 保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。
- 関係団体および関係機関等と連携・調整を図るものとする。

(エ) 運動指導事業

実施方法

生活習慣病予防のための運動指導を効果的に推進する。

利用対象者

40歳以上の者で基本健康診査や健康度評価等の結果から、運動指導を行うことにより、生活習慣病予防の効果が期待できると認められる者

事業内容

- 初期のアセスメント
指導担当者（医師、理学療法士、保健師、管理栄養士、健康運動指導士等）が対象者の健康状態、生活習慣、運動能力などを把握する。

- 運動プログラムの作成

指導担当者は、対象者の特性にあわせて運動プログラムを作成する。

プログラムの内容は、ストレッチング、軽体操、ウォーキング、水中運動等の具体的な運動方法、運動開始時・終了時のセルフチェック方法等とする。

- 運動指導

運動指導にあたっては、対象者が運動プログラムに従い適切に運動を行い、かつ継続できるよう指導する。実施回数は、週１回程度、実施期間はおおむね２か月程度とする。

記録の整備

対象者ごとに、指導内容、指導日付、担当者、運動の内容・強度等の記録簿を作成する。

効果の評価

実施期間終了時に、参加状況、種々の健康評価項目、生活改善状況などを評価する。

事業の実施場所

市町村保健センター等とする。必要に応じ、健康増進施設、老人保健施設等に委託できるものとする。

事業実施に当たっての留意点

- 市町村は指導担当者に対して、生活習慣改善に必要な運動指導についての研修を、必要に応じて行うものとする。
- 保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。
- 関係団体および関係機関等と連携・調整を図るものとする。
- 事業が安全に行われるよう、かかりつけ医等との連携の上で実施するものとする。

(オ) 生きがい活動支援通所事業

実施方法

家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、通所によって、その希望及び身体状況に応じた日常動作訓練、趣味活動等のきめ細かなサービス

を提供する。

利用対象者

おおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等であって、家に閉じこもりがちなものとする。

事業実施にあたっての留意点

- a 市町村は、事業の実施について、地域住民に対して広報誌等を通じて周知を図るものとする。
- b 市町村は、日常動作訓練から趣味活動等の各種事業を幅広く提供できるよう、事業の実施施設の状況及び利用対象者の希望を把握し、事業を計画的に実施するものとする。
- c 事業の実施は、実施施設を中心に行うものとするが、特に高齢者スポーツや園芸等を行う場合は、他の適切な場所において行うこととして差しつかえない。
- d 市町村は、実施施設、社会福祉協議会、老人クラブ等の関係機関と連携を密にするものとする。
- e 本事業を民家を改修する等により指定通所介護事業を実施する者に委託する場合については、事業に要する経費のうち、初度設備費として、5,000千円を上限に補助できるものとする。(ただし、社会福祉施設等施設整備費など公的な補助を受けた者を除く。)

(カ)生活管理指導事業

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、訪問又は短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を予防する事業。

生活管理指導員派遣事業

日常生活に関する支援・指導(基本的な生活習慣を習得させるための支援・指導)家事に対する支援・指導、対人関係の構築のための支援・指導(近隣住民との関係修復等)関係機関等との連絡調整等を行う。

生活管理指導短期宿泊事業

養護老人ホーム、生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の空きベッドを活用して一時的に宿泊させ、生

活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。

(キ)「食」の自立支援事業

在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスや食事の提供を伴う生きがい活動通所支援事業等の「食」に関わるサービスを、「食」の自立の観点から十分なアセスメントを行った上で計画的・有機的につなげて提供する事業。

事業内容

a 食関連サービスの利用調整

対象者の心身の状況、その置かれている環境、対象者及びその家族等の希望等の情報を収集、分析するとともに、地域の実情に応じ、配食サービス、生きがい活動通所支援事業等のほか、地域住民が主体となった活動などのインフォーマルサービスも含めた社会資源の状況を勘案して、「食」の自立の観点から、食関連サービスの利用調整を行う。また、定期的（おおむね3か月～6か月程度）にサービスの実施状況、利用者の状態等を確認し、必要に応じ、サービスの再調整を行う。

b 配食サービスの実施

aにより必要と認められた者に対し、配食サービスを実施する。

(a) 実施方法

調理が困難な高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。

(b) 利用対象者

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、自立支援の観点からサービスを利用することが適切であると市町村が認めたものとする。

(c) サービス提供に当たっての留意点

- ・ サービス提供に当たっては、対象者の心身の状況、その置かれている環境、対象者及びその家族等の希望等の情報を収集、分析することが必須となるが、その体制整備に一定の期間を要することに鑑

み、当分の間は、改正前の通知に基づく「配食サービス事業」として実施することができるものとする。

- ・ 実施施設は、利用者の健康等を十分勘案するとともに、食品衛生管理に十分配慮し、保健所等関係機関と密接な連携を保つこと。
- ・ 市町村は、実施施設、民生委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携を密にするとともに、食生活改善推進員、ボランティア等の協力が得られるよう配慮し、円滑な運営に努めること。

事業実施に当たっての留意点

- a 食関連サービスの利用調整については、その記録を独立したプランとして作成するのではなく、既存の居宅介護サービス計画（ケアプラン）又は介護予防プランに反映させる形で作成するものとする。
- b 市町村は、常にインフォーマルサービスを含めた地域の社会資源を把握し、サービスの利用調整等に適切に反映できるよう努めるものとする。

（３）家族介護支援事業

ア 事業の趣旨

本事業は、高齢者（４０歳以上６５歳未満の者であって特定疾病に該当するものを含む。以下この事業において同じ。）を介護している家族等の様々なニーズに対応し、各種サービスを提供することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とするものである。

イ 事業主体

実施主体は、市町村とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。

ウ 運 営

市町村は、本事業の運営に当たっては、１の（１）のエの から に準じて行うこととするほか、次に留意するものとする。

市町村は、特に、保健センター及び基幹型在宅介護支援センターを有効に活用し、保健担当部局と福祉担当部局とが一体となって本事業の運営に当た

るものとする。

保健事業実施要領（平成１２年３月３１日老発第３３４号）において実施している「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」については、本事業の中で、一体的に実施するものとする。

エ 実施事業

（ア）家族介護教室

実施方法

利用対象者に対し、介護方法や介護に関する効果的な記録方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるための教室を開催する。

利用対象者

高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者等

事業実施に当たっての留意点

- a 家族介護者交流事業（元気回復事業）と一体的に実施することも可とする。
- b 利用者は、教材費等の実費を負担するものとする。

（イ）介護用品の支給

実施方法

支給対象者に対して、介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど）を支給する。

支給対象者

要介護４又は５に相当する在宅の高齢者であって市町村民税非課税世帯に属するものを現に介護している家族

事業実施に当たっての留意点

- a 支給額は、年額１人当たり上限７５，０００円とする。
ただし、対象者が家族介護者交流事業（元気回復事業）のサービスを併せて受けることを希望しない場合に限り、年額１人当たりの上限を１００，０００円とすることができるものとする。
- b 具体的な支給方法は市町村の判断によるものであり、地域の実情に応じて紙おむつ等の引き換えのためのクーポン券で支給することも可とする。

ただし、現金（いわゆる償還払い方式を含む）でおむつ代等を支給することは不可とする。

（ウ）家族介護者交流事業（元気回復事業）

実施方法

利用対象者に対して、介護から一時的に解放し、宿泊・日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加するなど心身の元気回復（リフレッシュ）を図る。

利用対象者

高齢者を現に介護している家族

事業実施に当たっての留意点

- a 助成額は、年額１人当たり上限２５，０００円とする。
- b 家族介護教室と一体的に実施することも可とする。

（エ）家族介護者ヘルパー受講支援事業

実施方法

利用対象者が家族介護の経験を活かしてホームヘルパーとして社会で活躍することを支援するため、訪問介護員に関する省令（平成１２年厚生省令第２３号）に規定する訪問介護員研修２級又は３級課程を受講した場合に受講料の一部を助成する。

利用対象者

高齢者を現に介護しているか又は介護していた家族

事業実施に当たっての留意点

- a 助成額は、年額１人当たり上限３０，０００円とする。
- b 利用者は、教材費等の実費を負担するものとする。

（オ）徘徊高齢者家族支援サービス事業

実施方法

痴呆性高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる仕組み（システム）を活用してその居場所を家族等に伝え、事故の防止を図るなど家族が安心して介護できる環境を整備する。

利用対象者

徘徊の見られる痴呆性の高齢者を介護している家族

事業実施に当たっての留意点

利用者は、機器のリース料等の実費を負担するものとする。

(カ) 家族介護慰労事業

実施方法

支給対象者に対して、介護を行っていることの慰労として金品（年額１００，０００円まで）を贈呈した場合に、これに要する経費を助成する。

支給対象者

要介護４又は５に相当する市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者であって過去１年間介護保険サービス（年間１週間程度のショートステイの利用を除く。）を受けなかったものを現に介護している家族。

事業実施に当たっての留意点

- a 要介護認定を受けていない高齢者については、市町村の判断で、正式な審査判定を経ないまでも、基本的には要介護認定と同じ方法を利用して、要介護４又は５に相当すると判断されるものを対象とする。
- b 家族が高齢者と同居していない場合であっても、隣地に居住していて事実上同居に近い形で介護に当たっている場合などは、実情に応じて市町村が支給するかどうか判断するものとする。
- c 過去１年間介護保険サービス（年間１週間程度のショートステイの利用を除く。）を受けなかった高齢者を介護する家族を支給対象者とすることから、支給を行う１年前に要介護４又は５に相当することが認められていることが必要である。したがって、市町村は、支給を行う１年前から順次対象予定者のリストアップを行った上で、それぞれの者について１年間のサービスの利用状況を見て支給を行うか否かの判断を行うものとする。

(キ) 痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業

痴呆性高齢者を介護する家族への支援の充実を図る観点から、対象となる痴呆性高齢者の近隣に居住する者、ボランティア等が痴呆性高齢者の居宅を訪問し、見守りや話し相手をする事業。

事業内容

a 「やすらぎ支援員」の養成事業

近隣者、ボランティア等を対象として痴呆の基礎知識、接遇の基礎、緊急時の連絡等に関するオリエンテーションを実施し、当該オリエンテーションを受けた者（以下「やすらぎ支援員」という。）を登録する。登録の際には、やすらぎ支援員の訪問可能な日時等の活動に関する情報を記載した台帳を整備するとともに、定期的に記載内容の更新を行うものとする。

b 対象者とやすらぎ支援員とのなじみの関係づくり

コーディネーター（対象者とやすらぎ支援員との関係づくりを調整する者をいう。以下同じ。）は、やすらぎ支援員の中から訪問日時等の条件が合致する者を選定し、対象となる痴呆性高齢者に受け容れられやすいよう、対象者とやすらぎ支援員との顔合わせの場を設けたり、やすらぎ支援員による対象者への言葉かけが容易になるように対象者の趣味や関心事等を伝えたりするなど、「なじみの関係づくり」の支援を行う。

c やすらぎ訪問事業の実施

家族が外出することが必要な時間帯又は介護疲れで休息が必要な時間帯に、やすらぎ支援員が対象者の居宅を訪問する。原則として、直接身体に触れる介護は行わないが、トイレ誘導程度は必要に応じて実施する。

事業実施に当たっての留意点

a 市町村は、医療機関、指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者等の関係機関との連携体制を確保すること。

b 市町村は、やすらぎ支援員の訪問可能な日時等の活動に関する情報、対象者の家族状況・生活状況・健康管理状況等に関する情報及び訪問活動の結果を記録する台帳等を整備すること。

c コーディネーターは、痴呆性高齢者の特性に関する知識を有し、かつ、対象者の状況を熟知している者とする。

d やすらぎ支援員は、対象者が訪問介護等の専門性の高いサービスを必要とする状態にあると判断した時は、適切に専門職との連絡調整を図るものとする。

（４）在宅介護支援事業

ア 事業の趣旨

在宅の要介護高齢者又は要介護となるおそれのある高齢者の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、これらの者の介護等に関するニーズの評価を行った上、要介護状態のおそれのある高齢者等に対し、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう介護予防サービス等の利用調整を行い、もって地域の高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とするものである。

イ 事業主体

実施主体は市町村とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、市町村は、在宅介護支援センター運営事業を実施する者に事業の全部又は一部を委託することができる。

ウ 実施事業

(ア) 高齢者実態把握事業

地域の要介護高齢者等の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、介護ニーズ等の評価を行う。

(イ) 介護予防プラン作成事業

要介護状態になる危険因子の高い者に対して、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないための適切な介護予防サービス等を利用できるように支援する。

(5) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

ア 事業内容

本事業は、高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、様々な施設を活用し、通所により各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。

イ 実施主体

実施主体は市町村とする。ただし、市町村は地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村老人クラブ連合会、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業

者、特定非営利活動法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

ウ 実施方法

本事業を実施する市町村には、市町村老人クラブ連合会、市町村社会福祉協議会等の団体に広く参加を呼びかけ、高齢者の生きがいと健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するものとする。

推進会議は、本事業についての総合的な企画、立案を行うとともに、事業間の連絡調整、事業の進行管理及び事業上の各段階における評価とそれに基づく事業の見直し、改善等を行うものとする。

エ 利用対象者

おおむね60歳以上の高齢者

オ 事業内容

高齢者の社会活動についての広報活動等

文化伝承活動、三世代交流活動等高齢者の地域活動の振興

スポーツ・娯楽活動、健康増進活動の推進、同好会等の育成及び関係団体等との連絡・調整

木工・陶芸・手芸・園芸等の生産・創造活動の振興、市町村高齢者教養講座及び中高年者健康生きがい講座等の開催

高齢指導者（シニアリーダー）の活用事業

その他、本事業として適当と認められる事業

カ 事業実施に当たっての留意点

本事業は老人クラブ連合会をはじめとする各種団体の協力のもと、地域の元気な高齢者が中心となり、かつ主体的に活動のできる事業となるよう配慮すること。

学校の空き教室、農林漁業関係施設、さらには地域の優れた人材等、既存の「人、物」を有効に活用しながら事業を推進すること。

本事業と推進機構が実施する事業とは相互に密接に関連するものであることから、推進機構との連絡調整を密にするとともに、事業を共同で実施するなど、相互の協力・支援体制を整備すること。

（６）成年後見制度利用支援事業

ア 事業の趣旨

介護保険サービス、障害者福祉サービスの利用等の観点から、痴呆性高齢者又は知的障害者にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うものである。

イ 事業内容

(ア) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布

高齢者、知的障害者やその家族に対する説明会の開催

高齢者、知的障害者やその家族に対する相談会の開催

後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介

その他成年後見制度の利用促進に資する事業

(イ) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

利用対象者

次のいずれにも該当する者

a 介護保険サービス又は障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者、知的障害者

b 市町村が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条（後見開始の審判）第11条（保佐開始の審判）第14条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者

c 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

助成対象経費

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部

(7) 緊急通報体制等整備事業

ア 実施方法

ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために次の事業を行う。

(ア) 近隣住民、ボランティア等に対する啓発普及活動

(イ) 近隣住民、ボランティア等であって安否の確認や、緊急時の対応等必要な措置を執ることができる者(協力員)の確保(登録等)

(ウ) その他、緊急時の連絡体制整備に資する事業

なお、当分の間、必要と認められる場合には、緊急通報装置の給付又は貸与を併せて実施することができるものとする。この場合にあっては、利用者の負担能力に応じ、実費に相当する額を定めて徴収することができるものとする。

イ 利用対象者

おおむね65歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者

ウ 緊急通報装置の性能

対象者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な機器等とする。

エ 事業実施にあたっての留意点

緊急時の救護等のため、消防署、老人福祉施設、医療機関、協力員等による連携システムを確立すること。

(8) 高齢者住宅等安心確保事業

ア 事業内容

本事業は、高齢者の生活面・健康面での不安に対応するため、地域の実情に応じて、高齢者の安否確認や生活相談等を実施するための計画づくりを行い、生活援助員の派遣や関係機関の連携及び各種資源を活用することにより、高齢者の安心を確保するための体制づくりを図る。

イ 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

ウ 実施方法

地域の状況に応じて、地域の資源や他事業の活用を図るとともに、以下の（ア）～（ウ）の事業を行う。

（ア）高齢者住宅等安心確保計画の策定

高齢者の安否確認や生活相談等の支援を適切に行うための基本となる計画づくりを行う。

計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- a 当該市町村の区域における安否確認や生活相談等の訪問活動が必要な高齢者の人数、その居住実態その他の事情を勘案した事業の量の見込み
- b 生活援助員のほか、民生委員、老人クラブ、市町村社会福祉協議会、特定非営利活動法人等の訪問活動に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項
- c 地域の関係機関との連携の確保に関する事項
- d その他本事業の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

（イ）高齢者住宅等安心確保連絡協議会の設置

生活援助員等の訪問活動に従事する者や市町村等からなる協議会を設置し、地域の関係機関の連携体制の整備を行う。

また、本要綱中（７）緊急通報体制等整備事業における協力員等との連携に十分配慮すること。

（ウ）生活援助員の派遣

（ア）の計画に基づき、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）や高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）による高齢者向け優良賃貸住宅及び高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等を対象に、安否確認や生活相談等を行う生活援助員を派遣することができる。

なお、生活援助員の派遣については、（ア）及び（イ）を踏まえた上で、必要性が認められる範囲で行うものとする。

生活援助員の行うサービスの内容

生活援助員の行うサービスは、次に掲げるものとし、必要に応じ提供するものとする。

- a 生活指導・相談
- b 安否の確認
- c 一時的な家事援助

- d 緊急時の対応
- e 関係機関等との連絡
- f その他日常生活上必要な援助

生活援助員の身分

生活援助員は、在宅介護支援センター、介護保険施設又は通所介護等事業所の職員であって市町村が適当と認めた者とする。

生活援助員の研修

生活援助員に対し、採用時及びその後適宜、業務に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施するものとする。

関連事業との連携

市町村は、生活援助員の派遣に当たり、必要に応じ、訪問介護員の派遣、通所介護事業等を活用するなど高齢者に係る保健医療及び福祉の増進に関する諸事業との連携を図るものとする。

エ 事業実施に当たっての留意点

- (ア) 市町村は、生活援助員の派遣に要する費用について入居者負担額を定め、入居者の負担能力に応じて、これを徴収することができるものとする。
- (イ) 本事業の実施に当たっては、原則として、ウの(ア)及び(イ)の事業の実施を必須とする。

(9) 寝たきり予防対策事業(寝たきり予防対策普及啓発事業)

ア 事業の趣旨

高齢者の寝たきり状態を予防するための保健事業を始めとする各種施策をより効果的に展開するために、地域の高齢者やその家族等に対して、「寝たきりゼロへの10か条」の広報など積極的な普及啓発活動等を行うことにより、寝たきり予防対策の一層の推進を図るものである。

イ 事業内容

市町村は、地域の実情に応じて次のうちから適宜必要な事業を実施するものとする。

- (ア) 市町村の実情を十分把握し、寝たきり予防対策に向けた推進方策の企画、立案及び事業の実施効果の分析
- (イ) 寝たきり予防推進のための広報紙、パンフレット、ポスターその他の広報

媒体を通じた寝たきり予防推進対策の普及・啓発

(ウ) 寝たきり予防推進対策のための住民大会、講演会、シンポジウム等、各種行事を通じた寝たきり予防推進対策の普及・啓発

(エ) その他寝たきり予防対策の推進に必要な普及・啓発事業

ウ 委員会の設置

(ア) 市町村は、保健所、福祉事務所、教育委員会、医師会、歯科医師会、地域住民組織、老人クラブ等の代表者、保健師、看護師その他本事業の推進に必要と認められる者を構成員とする「寝たきり予防推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(イ) 委員会は、市町村に対しイに掲げる事業の効果的な実施に向けての助言その他の支援を行うものとする。

(ウ) 委員会は、本事業の推進を図るため、年4回程度開催するものとする。

エ 事業実施に当たっての留意点

事業の実施に当たっては、地域の医療機関、社会福祉施設等関係団体等との連携を図るものとする。

(10) 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業

ア 事業内容

この事業は、高齢者が生きがいを持ち、健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成を促進するため、市町村がそれぞれの地域の特性に応じて、公民の協力の下に地域住民の老後における健康や福祉をはじめとする高齢化に対応するための様々な機能の総合的、計画的な整備を図るための基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定し、併せて基本計画の広報啓発活動を実施することにより、管内の地域住民に対して広く普及啓発を図ることとする。

イ まちづくりにおける基本的考え方

(ア) 地域住民が生涯を通じて住みやすい地域社会の形成を図るものであり、特に、高齢者が住み慣れた地域社会から孤立することなく、多世代の交流が図られるものであること。

(イ) 高齢者が「健康」、「生きがい」及び「安心」を享受するために必要な健康及び福祉に関する機能が、高齢者の日常生活圏のなかに総合的に備わっているものであること。

(ウ) 健康や福祉をはじめとする高齢化に対応した様々な機能が各々有機的に連

携を図ることができるよう計画的に整備されているものであること。

(エ) 高齢者の多様な需要に対応するため、公的な施策の一層の推進と併せ、これとの適切な連携の下に民間事業者の積極的な事業参画が図られるものであること。

(オ) 計画策定内容を広く地域住民に普及させる観点から、計画地域における住民に対して広報啓発活動を積極的に実施するものであること。

ウ 基本計画の策定主体

基本計画の策定主体は、市町村とする。

エ 基本計画の策定内容

基本計画の策定は、計画地域内の特定地域における保健福祉関連施設の整備に関するものだけにとどまらず、計画地域全体にわたる保健、福祉サービスについて行うことを基本とし、あわせて高齢化への対応に関連する各般の分野を含めできる限り総合的な視点に立って行うものとし、これを実現するための現実的かつ具体的施策について検討を行うこと。

なお、既に策定済の基本計画との整合性を図りつつ、その実施・具体化に向けての計画（面的施設整備計画）づくりを行う場合は、次の事項によらず当該計画の目的等に照らし必要な事項について行うものとする。

(ア) 計画の背景及び目的

(イ) 計画の地域及び期間

(ウ) 計画地域の人口の高齢化、地域開発の状況、高齢者の居住実態、地域住民の保健福祉活動の状況等高齢者の保健・福祉の需要に影響を与える事項の現状及び今後の見通し

(エ) 計画地域における高齢者のための保健福祉及び関連分野に係る公的事業及び民間事業の現況

(オ) 計画地域における高齢者のための保健福祉及び関連分野に係る公的事業及び民間事業の今後の整備目標

(カ) 整備目標達成のための計画地域における保健福祉関連施設の整備計画（事業主体、種類、規模、利用範囲・人員、既存関連施設との連携方策）

(キ) 整備目標達成のための計画地域における施設整備以外の保健福祉に係る事業の実施計画

(ク) 整備目標達成のための関連分野に係る事業の推進に関すること

(ケ)(カ)～(ク)における公民の役割分担及び連携の考え方

(コ)民間事業者による特定民間施設の整備を行う場合にあっては、その具体的な内容

(サ)その他

オ 基本計画策定上の留意事項

基本計画の策定に当たっては、当該都道府県と密接な連携を図るとともに、地域における地域団体の代表、保健、医療、福祉、建築の関係者等をその構成員とする委員会の設置や地域住民の意向の把握等により、関係者の意見を広く聴取するとともに、各地域の特性を十分に生かせるよう配慮すること。

カ 広報啓発活動

本事業の目的及びまちづくりにおける基本的考え方に基づいて、本計画策定主体が、地域住民への本計画策定事業の趣旨の普及促進を一層図ることを目的とし、おおむね次の事項など計画地域の住民に対して計画策定段階から広報啓発をすること。

(ア)イベント開催等広報啓発にすること。

(イ)パンフレット、ビデオ作成等啓発資料作成にすること。

(1 1) 高齢者地域支援体制整備・評価事業

ア 事業の趣旨

介護予防・生活支援サービスにおける取組みを支援し、サービスの充実・強化を図ることにより、地域における高齢者支援の体制整備等を図ることを目的とする。

イ 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。この場合において市町村は、適切な事業運営が確保できると認められる市区町村社会福祉協議会等に事業を委託することができるものとする。

ウ 事業内容

(ア)ニーズ把握

地域における高齢者の介護予防・生活支援サービスに関するニーズを把握する。

(イ)研修

把握された高齢者の新たなニーズに対応できる介護予防・生活支援サービスに関する研修を実施する。

(ウ) 評価・改善指導

介護予防・生活支援サービスを行う団体の活動に関する評価を行うとともに、活動上の問題点や課題等について、助言・提言による指導を行う。

(エ) ネットワーク形成

介護予防・生活支援サービスを行う団体が必要とする協力関係を構築できるよう、関係団体間の連絡会議の開催等によりネットワークの形成を図る。

(オ) 高齢者等に対する身近な相談支援体制の確立

高齢者等が気軽に来所できる場所に相談窓口を設置し、高齢者等の様々な相談に応じ、その問題の解決に努める。

(カ) その他、本事業として適当と認められる事業

エ 事業実施にあたっての留意点

(ア) 介護予防・生活支援サービスを行う団体の活動に関する評価については、地域住民、関係団体等が幅広く参加した会議を開催して行うこと。

(イ) 高齢者のニーズに関する情報やネットワーク等に関する情報を適宜都道府県や市町村へ提供すること。

(ウ)(オ)の事業については、特に以下の点に留意すること。

相談に当たる者は、高齢者等に身近な存在である民生委員、高齢者等の支援に熱意のあるボランティア等とし、相談の内容や地域の実情に応じて社会福祉の専門家等を加えること。

相談は、無料とすること。

あらゆる相談に対応すること。

在宅介護支援センター等の公的相談機関と常に連携を密にし、問題解決が困難なケースについては当該機関へ連絡を行うなど適切に対応すること。

相談に当たる者及び当たった者は、相談者のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由なく知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

2 都道府県・指定都市事業

(1) 高齢者自身の取組み支援事業

ア 事業内容

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、関係団体・機関の参加と協力のもと、高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動及び地域活動等を推進するための組織づくり事業、高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成事業並びに趣味や同好の仲間づくり（高齢者サークル）を通じての生きがいづくりを支援するための仲間づくり支援事業を実施することにより、高齢者の社会活動の振興を図ることを目的とする。

イ 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。

ただし、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると思われる団体等に委託することができる。

なお、都道府県・指定都市に替わって財団法人等が実施する場合には、次の要件を満たす場合に、当該財団法人等に助成することができる。

- （ア）高齢者の生きがいと健康づくりを推進するために設立された財団法人等であること。
- （イ）当該事業の実施に当たっては、都道府県・指定都市が主体となって作成した実施計画に基づき行う事業であること。

ウ 実施事業

- （ア）高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を促進するための組織づくり事業

実施方法

地域の実情に応じて、各種調査等を通して高齢者の意識を把握するとともに高齢者の意志を尊重しながら社会参加を推進するものとする。

対象者

おおむね60歳以上の高齢者

事業内容

- a 都道府県健康福祉祭（高齢者のスポーツ・健康づくり・福祉等の総合イベント）の開催及び全国健康福祉祭の参加選手の選考及び派遣
- b aの他、高齢者が参加するイベントの開催
- c 高齢者の生きがいと健康づくり活動及び高齢者を対象として民間事業者が行う各種のサービス、事業に関する情報収集、提供及び調査・研究
- d 市町村及び関係団体・機関が行う同様の事業への協力・支援

e その他、本事業として適当と認められる事業

(イ) 高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成事業

実施方法

高齢者の社会参加を促進するために高齢者を対象とした各種講習等を実施し、高齢者の中から指導者を育成する。

対象者

おおむね60歳以上の高齢者

事業内容

- a 高齢者教養講座等事業（高齢者の生きがい・健康づくりに関するもの、いわゆる老人大学校運営事業）の実施
- b 高齢者の社会参加を積極的に促進することを目的とした指導的高齢者の養成・研修
- c その他、本事業として適当と認められる事業

(ウ) 仲間づくり支援事業

実施方法

仲間づくり支援相談員を配置し、高齢者サークルの立ち上げ、高齢者サークルへの入会、募集を支援する。

対象者

概ね60歳以上の者

職員の配置

本事業を実施するために、仲間づくり支援相談員を2人以内配置するものとする。

仲間づくり支援相談員の業務

仲間づくり支援相談員は、高齢者の仲間づくりを支援するために、高齢者サークル等の動向や高齢者のニーズを把握し、下記の事業を行うこととする。

- a 高齢者サークルの結成支援
- b 高齢者サークル活動に関する情報の収集及び提供
- c 高齢者サークルでの活動を希望する高齢者の相談・登録及び高齢者サークルへの紹介

- d 会員を募集している高齢者サークルからの相談・登録及び高齢者の紹介
- e その他、本事業として適当と認められる事業

(2) 寝たきり予防対策事業（寝たきり予防対策普及啓発事業）

ア 事業の趣旨

高齢者の寝たきり状態を予防するための保健事業をはじめとする各種施策をより効果的に展開するために、関係部局及び市町村並びに関係団体等との連携を図り、地域の高齢者やその家族等に対して「寝たきりは予防できる」ことについて積極的な普及啓発活動等を行うことにより、寝たきり予防対策の一層の推進を図るものである。

イ 事業内容

- (ア) 都道府県内の実績を十分把握した上で、寝たきり予防対策に向けた今後の推進方策について企画、立案及び事業の実施効果について分析等を行う。
- (イ) 市町村、保健所等に対し寝たきり予防対策の推進に必要な指導、助言を行い、効果的、効率的な事業実施に向けての支援を行う。
- (ウ) 住民に対し寝たきり予防推進のための広報紙、パンフレット、ポスター、ビデオその他広報媒体等を通じ、寝たきり予防推進対策の普及・啓発を行うとともに、保健事業の重要性に対する住民の意識の高揚を図る。
- (エ) 寝たきり予防推進対策のための住民大会、講演会等各種行事を通じ、寝たきり予防推進対策の普及・啓発を行うとともに、保健事業の重要性に対する住民の意識の高揚を図る。
- (オ) その他地域の実情に合わせて、寝たきり予防対策の推進のために必要な普及・啓発事業等を実施する。

ウ 寝たきり予防推進本部の設置

- (ア) 都道府県は、衛生主管部（局）長、民生主管部（局）長、市町村長、保健所長、福祉事務所長、教育委員会、医師会・歯科医師会・看護協会、地域住民組織、老人クラブ等のそれぞれの代表者、保健師、報道関係者及びその他事業の推進に必要と認められる者を構成員とする「寝たきり予防推進本部」を設置し、本事業の効果的、効率的な推進を図るものとする。
- (イ) 寝たきり予防推進本部は、本事業の推進を図るため、会議（以下「推進会議」という。）を開催し、積極的な運営を行うものとする。

(ウ) 推進会議は、年４回程度開催するものとする。

エ 留意事項

本事業の実施に当たっては次の事項に留意し事業を実施するものとする。

(ア) 保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、効果的な事業の推進を図る。

(イ) 地域の住民組織及び老人クラブ並びに保健・福祉・医療の関係団体等を通じて、施策の充実を図る。

(３) 介護予防指導者養成事業

ア 事業の趣旨

市町村における介護予防事業の適切かつ効果的な推進を図るため、その具体的な進め方や手法に関する研修を実施し、もって、介護予防に関する専門性を有する指導者の養成を図るものである。

イ 事業内容

都道府県において、市町村の介護予防事業に関わる者（保健師、理学療法士、作業療法士、運動療法指導担当者、ヘルパー等介護担当者、相談援助業務担当者等）を対象とした養成研修を実施する。

(４) 高齢者訪問支援活動推進事業

ア 事業内容

本事業は、在宅の高齢者に対して、話し相手や日常生活上の援助などの訪問活動等を実施している地域のボランティア等を対象に、実践的指導者となるリーダーの養成及び支援能力の向上を図るための講習会の開催等により、地域における訪問活動のより一層の推進を図る。

イ 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。ただし、都道府県・指定都市は地域の実状に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

ウ 実施方法

(ア) 本事業を実施する都道府県・指定都市には、民生委員、保健所、特定非営利活動法人等の各代表により構成された訪問支援活動推進検討委員会を設置するものとし、在宅の高齢者に対する支援策の現状を把握し、今後の支援策

の展開の検討等を行う。

- (イ) 地域で訪問支援活動を行っている者を対象に、在宅の高齢者に対する訪問支援活動の実践的指導者となる訪問支援活動推進リーダーの養成研修を実施する。

研修カリキュラムは、以下を標準とする。

講義 計 8 時間

- 高齢者訪問支援活動入門 (1 時間)
- 対人援助の技術 (1 時間)
- 活動の基礎知識と援助方法 (2 時間)
- 高齢者福祉・保健・医療 (1 時間)
- 高齢期の身体と心 (1 時間)
- 家庭介護の方法 (1 時間)
- 地域の関係機関とサービス (1 時間)

実技 計 5 時間

- 訪問等の技術 (3 時間)
- 簡単な家庭介護と救急法 (2 時間)

- (ウ) 訪問支援活動推進リーダーを講師として、養成研修で得た知識・技能等を、地域で訪問支援活動を行っている者及び行おうとする者に対して講習会を開催する。

- (エ) 高齢者訪問支援活動推進員の活動を事例集としてとりまとめ、今後の活動や在宅高齢者支援講習会の資料として活用する。

- (オ) 本事業の実施に際しては、必要に応じ、その他関連する機関との連携を図ることとする。

(5) 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業

ア 目的

本事業は、国民の介護に関する意識啓発や介護知識・介護技術の普及などにより、高齢者の生活の質の確保を図るとともに、高齢者を社会全体で支える地域づくりを支援することを目的とする。

イ 実施主体

事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。

ただし、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると認められる団体等に委託することができるものとする。

ウ 講習費

教材等については、利用者の実費負担とすることができる。

エ 事業内容

(ア) 高齢者生活支援のための意識啓発事業

実施方法

広く、都道府県・指定都市の住民を対象に、高齢者介護に関する意識の啓発や介護の基礎知識を習得するための講習会、情報提供等を行う。

対象者

当該都道府県・指定都市内に居住する者

事業内容

- a 高齢者の介護についての意識啓発
- b 高齢者の生活についての情報提供
- c 高齢者の介護や生活支援に関する基礎知識を習得させるための講習会の実施
- d 介護機器・住宅改修についての普及啓発、情報提供
- e その他、本事業として適当と認められる事業

(イ) 高齢者介護に関する知識・技術習得講習会実施事業

実施方法

講義と実技を取り入れた集中研修を通じ、介護に関する知識や技術を習得させることによって、高齢者介護や高齢者の生活支援を担う者を支援する。

対象者

現に高齢者を介護している家族、高齢者を介護する可能性がある家族、現に高齢者に対するボランティア活動をしている者又は希望する者

実施場所

事業の実施については、介護実習・普及センターを有効に活用すること。
ただし、他に適当な会場等がある場合は、これを利用しても差し支えない。

事業内容

- a 高齢者の身体介護に関する講義、実技

- b 高齢者の食事に関する講義、実技
- c 高齢者の家屋内での事故防止に関する講義
- d 高齢者の服薬管理に関する講義
- e 介護機器の利用方法、利用手続きに関する講義
- f その他、本事業として適当と認められる事業

(6) 高齢者地域支援体制整備・評価事業

ア 事業の趣旨

介護予防・生活支援サービスの充実を図る市町村に対し、サービスの充実・強化に関する情報の提供等を行うことにより、都道府県・指定都市域全体における高齢者地域支援体制の充実・強化を図る。

イ 実施主体

実施主体は、都道府県・指定都市とする。この場合において、都道府県・指定都市は、適切な事業運営が確保できると認められる都道府県・指定都市社会福祉協議会等に事業を委託することができるものとする。

ウ 実業内容

(ア) 広報・啓発

地域住民に対し、介護予防・生活支援サービスを行うサービス提供団体活動への積極的な参加を促すための広報・啓発を行う。

(イ) 情報収集

介護予防・生活支援サービスに関する県内外の優良事例・先進事例の収集・分析を行う。

(ウ) 研究・開発

高齢者のニーズ等をもとに、新たな介護予防・生活支援サービスの研究・開発を行う。

(エ) 情報提供

(イ) 及び (ウ) の成果について、市町村に対し詳細に情報提供を行う。

(オ) その他、本事業として適当と認められる事業

(7) 老人性痴呆指導対策事業

ア 事業の趣旨

市町村が、高齢者やその家族に対して痴呆に関する正しい知識を付与し、若しくは相談対応を行う場合などに、その技術援助を行い、もって地域の痴呆性高齢者等の保健医療・福祉サービスの向上を図ることを目的とする。

イ 事業主体

実施主体は都道府県とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、都道府県は、適切な事業運営が確保できると認められる老人性痴呆疾患センター等に委託することができるものとする。

ウ 事業内容

(ア) 市町村の保健医療・福祉関係者への技術援助

市町村、市町村保健センター、在宅介護支援センター等の職員、地区医師会の会員等に対する研修会の開催

保健医療・福祉関係者からの電話照会の対応

(イ) 情報収集・情報提供

高齢者総合相談センター、保健所、福祉事務所等との連絡・調整

事業内容等に関する広報

(ウ) 専門相談の実施

(エ) 困難事例等個別の高齢者の処遇に係る関係機関との調整(ケースワーク)

エ 事業実施に当たっての留意事項

本通知の施行後に新たに指定した老人性痴呆疾患センターに本事業を委託することは認めないものとする。

(8) 高齢者介護施設等支援事業

ア 事業の趣旨

地域における在宅高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、高齢者介護施設等に対し、地域の実情に応じて福祉人材の就業の援助、人材確保相談、情報提供等の事業を実施する福祉人材センター等の運営に対して支援することにより、高齢者等の地域支援体制の充実を図る。

イ 事業主体

(ア) 都道府県福祉人材センター運営事業

実施主体は、都道府県・指定都市とする。この場合において、都道府県は、人材センターの指定を受けた都道府県社会福祉協議会、また指定都市は適切

な事業運営が確保できると認められる指定都市社会福祉協議会にそれぞれ事業を委託することができるものとする。

(イ) 福祉人材バンク運営事業

実施主体は、指定都市・中核市とする。この場合において、指定都市・中核市は適切な事業運営が確保できると認められる指定都市・中核市社会福祉協議会に事業を委託することができるものとする。

ウ 事業内容

(ア) 都道府県福祉人材センター運営事業

福祉人材無料職業紹介事業の実施

社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会、講習会等の実施

社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究の実施

都道府県内の社会福祉事業の人材確保の現状と今後の動向についての情報収集及び調査研究を行う。

社会福祉事業従事者に対する研修の企画及び実施

福祉人材確保相談事業

社会福祉事業経営者に対し、社会福祉事業従事者の確保に関する相談に応じ、基本指針に規定する措置の実施に関する技術的事項について必要な援助を行う。

福祉に関する啓発・広報事業の推進

福祉サービスに関する理解と関心を高め、社会福祉を目的とする事業への就労を促進するための啓発・広報事業を行う。

その他、社会福祉事業従事者の確保に資する事業の実施

(イ) 福祉人材バンク運営事業

福祉人材無料職業紹介事業の実施

福祉サービスに関する啓発・広報事業の推進

地域住民に対し、福祉サービスに対する理解と関心を高め、社会福祉を目的とする事業への就労を促進するための啓発・広報事業を行う。

その他、社会福祉事業従事者の確保に資する事業の実施

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」

新			旧		
別添 医療法人運営管理指導要綱			別添 医療法人運営管理指導要綱		
項 目	運営管理指導要綱	備 考	項 目	運営管理指導要綱	備 考
(略)			(略)		
業務			業務		
1 (略)			1 (略)		
2 附帯業務	1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	・医療法第42条第1項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄付行為の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行うことができる。 医療関係者の養成又は再教育 医学又は歯学に関する研究所の設置 疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設の設置 疾病予防のために温泉を利用させる施設の設置 ～ までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号から第6号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第7号に掲げる事業の実施(平成10年2月厚生省告示第15号参照) ・「 から までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務」とは、保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている(昭和42年4月1日医発第432号局長回答参照)。 薬局 施術所 衛生検査所 訪問看護ステーション 介護福祉士養成施設 ケアハウス ホームヘルパー養成研修事業	2 附帯業務	1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	・医療法第42条第1項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄付行為の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行うことができる。 医療関係者の養成又は再教育 医学又は歯学に関する研究所の設置 疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設の設置 疾病予防のために温泉を利用させる施設の設置 ～ までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号から第6号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第7号に掲げる事業の実施(平成10年2月厚生省告示第15号参照) ・「 から までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務」とは、保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている(昭和42年4月1日医発第432号局長回答参照)。 薬局 施術所 衛生検査所 訪問看護ステーション 介護福祉士養成施設 ケアハウス ホームヘルパー養成研修事業

		難病患者等居宅生活支援事業 （ホームヘルプ、短期入所事業） 乳幼児健康支援一時預かり事 業 介護予防・地域支え合い事業 のうち高齢者等の生活支援事業 （訪問理美容サービス事業を除 く）、介護予防・生きがい活動 支援事業及び在宅介護支援事業			難病患者等居宅生活支援事業 （ホームヘルプ、短期入所事業）
--	--	---	--	--	--

健政発第110号
平成2年3月1日
最終改正 医政発第0331008号
平成16年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生省健康政策局長

病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について

医療法人の運営管理の指導については、かねてから格段の御配意を煩わしているところであるが、医療法人制度の普及及び変遷とともに、その果たすべき役割も一層大きなものとなっている。

いうまでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な医療事業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を構築することが要請される。このことは、何よりも自らの不断の努力によるべきものではあるが、同時に十分な指導監督も肝要である。

今般、都道府県において医療法人の指導を行うに当たって支障を生じないようにするため、従来の医療法人に関する指導、通達等を編集、整理し、「医療法人運営管理指導要綱」を別添のとおり制定することとしたので、医療法人の指導監督に当たっては十分留意するとともに適正な法人運営の確保について特段の配意を願いたい。

なお、この指導要綱は、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人について適用するものであり、いわゆる一人医師医療法人(医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団の医療法人)については、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営とは異なることから、また、施行後まだ短時日でもあることから当該要綱は対象としないので留意されたい。

医療法人運営管理指導要綱

項 目	運営管理指導要綱	備 考
組織運営		
1 定款・寄附行為	1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。 2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。	・モデル定款・寄附行為とは、昭和61年6月26日健政発第410号健康政策局長通知(以下、「61年局長通知」という。)中定款・寄附行為例をいう。
2 役員		
(1) 定数・現員	1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。 3 役員として理事3人以上、監事1人以上を置いていること。 また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。 4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。 5 役員の欠員が生じていないこと。	・役員名簿の記載事項は次のとおり 役職名 氏 名 生年月日(年齢) 性 別 住 所 職 業 現就任年月日・任期 ・医療法施行令第5条の8 ・添付書類 就任承諾書 履歴書 ・適正に選任されていることを確認することを要する。 ・医療法第46条の2第1項 ・61年局長通知 ・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。 その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。 ・医療法第49条においては、理事のうちその5分の1を超えるものが欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充が行われるのが望ましいこと。
(2) 選任・任期	1 役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。 2 選任関係書類が整備されていること。	・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。 (モデル定款・寄附行為) ・選任関係書類は、次のとおりである

(3) 適格性	3 役員の任期が明確になっていること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。 4 任期の切れている役員がいないこと。 1 欠格事由に該当していないこと。	社員総会議事録又は評議員会議事録 就任承諾書 履歴書 ・モデル定款・寄附行為では、役員の任期は2年とされている。 ・医療法第46条の2第2項 ・欠格事由 成年被後見人又は被保佐人 医療法、医師法等医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者 ・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。
(4) 代表者 (理事長)	1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。 2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。 3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。 4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。	・医療法第46条の3第3項 ・定款・寄附行為に明確に規定されていること。 ・医療法第46条の3第4項 ・医療法第46条の3第1項 ・医療法第46条の3第1項 ・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりである。 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合

		次に掲げるいずれかに該当する医療法人 イ 特定医療法人又は特別医療法人 ロ 地域医療支援病院を経営している医療法人 ハ 財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人
(5) 理事	5 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。 1 当該法人が開設する病院等の管理者はすべて理事に加えられていること。 2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。	・医療法第47条第1項 ・医療法第47条第1項 ・61年局長通知 ・管理者を理事に加えないことができる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。
(6) 監事	3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。 2 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていることが望ましいこと。 3 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、社員総会、理事会及び評議員会に報告後、法人において保存されていることが望ましいこと。 4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施	・医療法第48条 ・特に負債100億円以上の医療法

(7) 評議員（財団たる医療法人）	設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者を選任すること。 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。	人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。
3 社員（社団たる医療法人） (1) 現員	1 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 2 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。	・社員名簿の記載事項は次のとおり 氏名 生年月日（年齢） 性別 住所 職業 入社年月日（退社年月日） 出資額 持分の定めがある医療法人の場合は持分割合 ・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。 ・相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。
(2) 入社・退社	1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。 2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。 3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。 4 社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。	
4 会議 (1) 開催状況	1 開催手続きが、定款又は寄附行為の定めに従って行われていること。 2 社員総会、理事会及び評議員会	・招集権者である理事長が会議を招集していること。 ・会議の開催通知は期日の少なくとも5日前に文書で行われていること。

(2) 審議状況	(以下、「会議」という。)は定款又は寄附行為に定められた時期及び必要な時期に開催されていること。 3 定款又は寄附行為の変更のための社員総会又は理事会、予算・決算の決定のための社員総会又は理事会の外社員総会及び理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて社員総会又は理事会が開催されていること。 1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。 2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。 3 議決が定款又は寄附行為の定めに従って、有効に成立していること。 4 議決には、その議案に対する利害関係者が加わっていないこと。	・社員総会の議決事項 定款の変更 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 収支予算及び決算の決定 剰余金又は損失金の処理 借入金額の最高限度の決定 社員の入社及び除名 本団体の解散 他の医療法人との合併契約の締結 その他重要な事項 ・財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 寄附行為の変更 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 収支予算及び決算の決定 剰余金又は損失金の処理 借入金額の最高限度の決定 本財団の解散 他の医療法人との合併契約の締結 その他重要な事項 （社団たる医療法人の場合に準用する。）
-----------------	---	---

(3) 記録 業務 1 業務一般 2 附帯業務	5 議決権の委任については、書面により会議の構成員に対して適正に行われていること。 1 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。 1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。 2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。 1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	・議事録記載事項は次のとおり 開催年月日及び開催時刻 開催場所 出席者氏名（定数） 議案 議案に関する発言内容 議案に関する表決結果 議事録署名人の署名、署名年月日 ・業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。 ・定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。 ・医療法第42条第1項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行うことができる。 医療関係者の養成又は再教育 医学又は歯学に関する研究所の設置 疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設の設置 疾病予防のために温泉を利用させる施設の設置 ～ までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号から第6号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第7号に掲げる事業の実施（平成10年2月厚生省告示第15号参照） ・「 から までに掲げるもののほか
---	---	--

管理 1 人事管理 (1) 任免関係 (2) 労務関係 2 資産管理	1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。 2 また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。 1 就業規則・給与規定・退職金規定が設けられていることが望ましいこと。 2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。 3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。 1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。 2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載するこ	か、保健衛生に関する業務」とは、保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている（昭和42年4月1日医発第432号局長回答参照）。 薬局 施術所 衛生検査所 訪問看護ステーション 介護福祉士養成施設 ケアハウス ホームヘルパー養成研修事業 難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプ、短期入所事業） 乳幼児健康支援一時預かり事業 介護予防・地域支え合い事業のうち高齢者等の生活支援事業（訪問理美容サービス事業を除く）、介護予防・生きがい活動支援事業及び在宅介護支援事業
---	--	---

(3) 債権債務の状況	理準則」により処理するものとする こと。 診療所のみを開設する医療法人 にあっては、「病院会計準則」に 準じて処理することが望ましいも のであること。ただし、複数の診療 所を開設するものにあっては、原 則として「病院会計準則」に準じ て会計処理するものとする こと。 2 会計責任者が置かれていること が望ましいこと。 3 現金保管については、保管責任 が明確にされていること。 1 借入金は、事業運営上の必要に よりなされたものであること。 2 借入金は社員総会、理事会の議 決を経て行われていること。 3 借入金は全て証書で行われてい ること。 4 債権又は債務が財政規模に比し 過大になっていないこと。	・モデル定款・寄附行為 ・病院又は介護老人保健施設を開設 する医療法人の自己資本比率につ いては の2の8を参照
(4) 会計帳簿等 の整備状況	1 会計帳簿が整備され、証ひょう 書類が保存されていること。 2 預金口座、通帳は法人名義にな っていること。	
(5) 決算及び財 務諸表	1 決算手続きは、定款又は寄附行 為の定めに従い、適正に行われて いること。 2 決算と予算との間で、大幅にく い違う科目がある場合は、その原 因が究明され、必要な改善措置が なされていること。 3 財産目録、貸借対照表及び損益 計算書が整備され、保存されてい ること。 4 決算書（案）は社員総会又は理 事会に諮る前に、監事の監査を経 ていること。 5 監査報告書は社員総会又は理事 会に報告後、法人において保存さ れていること。 6 決算の届出が毎会計年度終了後 2月以内になされていること。 7 特定医療法人、特別医療法人及 び国・県から運営費補助を受けて いる医療法人については、決算の 概要の広報、関係者の求めに応じ た決算書の閲覧などを行うことが 望ましいこと。	・医療法第51条第1項

(6) その他 4 登記 5 公告	1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。 2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。 1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 2 理事長のみの登記がなされていること。 3 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。 4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 1 公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。	・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 - 目的及び業務 - 名称 - 事務所 - 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 - 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 - 資産の総額 ・理事長の任期満了に伴い再任された場合にあっては、変更の登記が必要であること。 ・資産の総額は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 (注) 変更の登記をしない場合は20万円以下の過料に処せられること。 (医療法第76条) ・登記期間 - 主たる事務所(2週間以内) - 従たる事務所(3週間以内) - 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内 ・医療法施行令第5条の7 ・モデル定款・寄附行為
--	--	--